

明確なルール化がなければ

時には“支払い過ぎ”もあり得る給与

◆◆◆ それ以前に“不明瞭”さは大きな不満を引き起こす素 ◆◆◆

◆本レポートの内容◆

- | | | |
|-----------------------------|-------|----|
| 【1】給与ではなく賞与の水準に不満が集まった理由 | | 1頁 |
| 【2】明朗さと明確さがそろえば人は納得しやすい? | | 2頁 |
| 【3】明朗と明確が欠けると小さなことも大問題に! | | 3頁 |
| 【4】当たり前前の給与にさえ潜む“不明瞭”さとは? | | 4頁 |
| 【5】時には“給与の支払い過ぎ”さえあり得るから... | | 5頁 |

何事につけ、基準が明瞭な判定にはクレームを出しにくい一方で、基準の不明瞭さを感じると、“小さな不満”でさえも、抑え切れなくなることがあります。まさに基準の“明瞭”さが問われるのです。

特に、従業員処遇に関するルールに、曖昧さや不明瞭さが残っていないでしょうか。もし、決めるべきことを決めていなければ、時には“給与”でさえも、経営陣の思惑以上に支払わされることがあり得ます…。

山下社会保険労務士事務所
株式会社ビッグバン

TEL : 087-868-9481

TEL : 087-840-0370

〒761-0301 香川県高松市林町 2217 番地 15
香川産業頭脳化センタービル 402 号

FAX : 087-840-0321

Mail : yamashita-m@bigbang-gr.com

URL : <http://www.bigbang-gr.com>



「経営あれこれ“元気”通信」Vol. 135

本レポートは経営者および経営幹部の皆様のために作成されています!